



航空危険物規則書第 55 版(2014 年 1 月 1 日発効)への訂正、追加

IATA Dangerous Goods Regulations 55th Edition Effective 1 January 2014

**ADDENDUM**

Posted 23 December 2013 の邦訳

JACIS



航空危険物安全輸送協会

IATA 危険物規則書の利用者は、2014 年 1 月 1 日発効の第 55 版に対する下記の変更内容に留意されたい。  
変更または訂正箇所は、それと判別できるよう取り消し線と網掛けで表示した。なお、頁数はすべて JACIS 版航空危険物規則書の頁数を表している。

## 政府例外規定の新規または訂正(2.8.2)

### 訂正 AUG(オーストラリア)

**AUG-03** 人の血液製剤、人の尿および人の組織以外の病毒を移しやすい物質は、オーストラリア保健当局の事前認可なしにオーストラリアへの輸入は禁止する。

認可申請は下記宛て行うこと。

~~Australian Quarantine and Inspection Service~~

~~Department of Agriculture, Fisheries and Forestry~~

~~Department of Agriculture~~

~~Biologicals Program~~

GPO Box 858

Canberra

ACT 2601

AUSTRALIA

Tel: ~~+61 2 6272 3933~~ +61 2 6272 4578

Fax: ~~+61 (2) 6272 3933~~ +61 2 6249 1798

Website: ~~<http://www.aqis.gov.au>~~

~~<http://www.daff.gov.au/biosecurity/import/biological>~~

(1.2.8、3.6.2、8.1.6.9.4、8.3 および 9.1.2 参照)

### 訂正 JPG(日本)

**JPG-11** 放射性物質(第 7 分類)で適用除外放射性物質を除くものは**火薬類(第 1 分類、隔離区分 S を除く)、第 2 分類、第 3 分類または第 8 分類の危険物**を収納した包装物と同じ貨物室内に一緒に搭載してはならない(10.9.3 参照)。

### 訂正 USG(米国)

**USG-05** 火薬類(Explosive)の物品または物質は、米国当局の事前認可なしに米国発着、通過または米国内の輸送をしてはならない(USG-01 Attention : Approvals and Permits Division (PHH-30) 参照)。この認可は、成分、設計または容器に変更がない限り、その物品または物質が引き続き輸送される際に有効である。

米国規則の 49 CFR 172.320 にほかに規定がある場合を除き、火薬類の物品または物質を収納した各包装物には、認可時に割り当てられた包装物内の各物品、物質、または装置の EX-number をマーキングしなければならない。EX-number は 49 CFR 172.320(d)に規定されているように、包装物にマーキングするよりもむしろ、輸送書類(危険物申告書)の危険物の記述に関連して記載してもよい。49 CFR 173.56(h)および § 173.166(c)(2)に記載されている種類の物品は事前認可や EX-number は必要ではない。

**USG-13** 運航者は 49 CFR 175 (USG-01 参照) のすべての要件に従わなければならない。これらの要件には以下の事項が含まれるが、これに限定されるものではない。

(a) 米国発着または米国内の輸送のために本規則に従って準備された包装物については、運航者は荷送人に対して、その包装物が本規則中の米国政府例外規定に従って準備されている旨を確認しない限り、受託してはならない(9.1.2 参照)。

(b) 最初の運航者は、輸送書類の写しまたはその電子画像を、危険物を受託した時から少なくとも 1 年以上保存しなければならない。それぞれの輸送書類には、最初の運航者の受託した日付が記載されていなければならない。輸送書類の日付は、貨物が運航者によって引き取られるかまたは受託された日付の代わりとして、それが運送状または船荷証券上に記載されているときには、貨物が輸送できる状態である旨を荷送人が運航者に通知した日付でもよい。有害廃棄物(Hazardous waste)については、輸送書類は廃棄物質が最初の運航者に受託された後 3 年間にわたり保存されなければならない(9.8 参照)。

(c) 米国政府例外規定で述べたように米国規則により危険物と考えられるこれらの追加物質は、機長への危険物通知書(Notification to Pilot-in-Command)にリスト化し、必要な情報を提供しなければならない(9.5.1.1 参照)。

(d) 第 9 分類、173.63(b)の要件にも合致する UN0012、UN0014 および UN0055、少量危険物または微量危険物、第 9 分類の物質、取り替え品として輸送する航空機用バッテリー(49 CFR 175.8)、および本規則のもとで危険物と考えられるが、49 CFR 171-180 の規定の適用を受けない物品および物質を除いて、以下の制限が適用される。

1. 旅客機による輸送が許可されている危険物は正味重量(net weight) 25 kg を限度として、それに加えて非引火性ガスの場合は正味重量(net weight) 75 kg を限度として、接近不可能な方法で(in an inaccessible manner)航空機に搭載することができる。

2. 貨物機による輸送については、以下の追加物質が上記の要件から除外される。

(i) 第 3 分類(引火性液体)の包装等級Ⅲ(腐食性物質ラベルも貼付されているものを除く)

(ii) 区分 6.1(毒物)の物質(引火性液体以外の分類または区分の危険性ラベルも貼付されているものを除く)(包装等級ⅡおよびⅢのみ)

(iii) 区分 6.2(病気を移しやすい物質)

(iv) 他の危険性分類の定義に合致しない第 7 分類(放射性)の物質

注:

1. 接近可能とは、旅客機または貨物専用機で、飛行中、乗務員または他の許可された者が、包装物に接近し、取り扱うことが可能であり、寸法・重量が許す場合は他の貨物から分離して取り出せるような場所に、個々の包装物が搭載されている状態を意味する。包装物が接近可能な方法で積み付けされている場合で、接近可能な貨物室に搭載された貨物コンテナを含む。加えて、以下のように貨物専用機で輸送された場合には、その包装物は接近可能であると見なす。

— 14 CFR 25.847(c)に定義されているクラス C の航空機貨物室として米国連邦航空局 (FAA/Federal Aviation Administration) により認証された貨物室に搭載されている。または、

— クラス C の航空機貨物室の認証要件と同等の火災・煙探知システムおよび火災鎮火システムが備えられている FAA 認証の貨物コンテナに搭載されている。

2. 接近不可能とは、飛行中、乗務員または他の許可された者が、包装物に接近できず、取り扱いできず、寸法・重量が許す場合に他の貨物から分離して取り出せない場所に搭載されている包装物を含むその他のすべての搭載状態を意味する。包装物が接近不可能な方法で積み付けられている場合で、接近可能な貨物室に搭載された貨物コンテナも含む。

以下の表はこの政府例外規定により課される制限を表している。

TABLE USG-13.A

重量および搭載

適用	禁止	重量制限:貨物室当たり 危険物の正味重量 25 kg +区分 2.2 75 kg	無制限
旅客機	CAO ラベルが貼付された包装物	接近不可	接近可能
貨物専用機 -旅客機への搭載を許可された包装物	適用されない	接近不可(注 1)	接近可能(注 2)
貨物専用機 -CAO ラベルが貼付された包装物	接近不可(注 1)	適用されない	接近可能(注 2)

注:

1. 以下の追加物質はこの搭載制限の適用を受けない。

(i) 第 3 分類(引火性液体)、包装等級Ⅲ(腐食物物質ラベルも貼付されているものを除く)

(ii) 区分 6.1(毒物)の物質(引火性液体以外の分類または区分の危険性ラベルも貼付されているものを除く)  
(包装等級ⅡおよびⅢのみ)

(iii) 区分 6.2(病気を移しやすい物質)

(iv) 他の危険性分類の定義に合致しない第 7 分類(放射性)の物質

(v) 第 9 分類および少量危険物または微量危険物

(vi) 173.63(b)の要件にも合致した UN0012、UN0014 または UN0055

2. 貨物機で、クラス C 貨物室に搭載されるものを含み接近可能とみなされるポジションに搭載することが要求される包装物。

(e)運航者は 49 CFR 171.15 および 171.16 の軽微な事故の報告要件または、175.31 の不一致があった際の報告要件に従わなければならない。

注:

事故の報告書のコピーや作成の手引きは <http://www.phmsa.dot.gov/hazmat/incident-reports> でダウンロードできる。

**USG-16** エアバッグ膨張装置 (air bag inflator)、エアバッグモジュール (air bag module) およびシートベルトプリテンショナーズ (seat belt pretensioners) の米国内の発着または米国内の航空輸送は、米国の関係当局 (USG-01 参照)、申請先: Approvals and Permits Division (PHH-30) による事前認可なしでは行うことができない。そのような認可はその構造、設計または容器に変更が生じなければ引き続きおこなわれる輸送にも有効である。国内輸送については、区分 1.4G の火薬類に関する基準に合致したエアバッグ膨張装置、エアバッグモジュールまたはシートベルトプリテンショナーは、UN 0431, Articles, pyrotechnic for technical purposes の品目名を使用して輸送しなければならない。危険物の輸送書類 (危険物申告書) には、8.1.6.9.1 に要求されている基本的な記載に連係して、個々に認可されたエアバッグ膨張装置、エアバッグモジュールまたはシートベルトプリテンショナーの EX-number または製造コードを含まなければならない。もし、製品コードが使用される場合にはそれらは米国の関係当局により、エアバッグ膨張装置、エアバッグモジュール、またはシートベルトプリテンショナーのいずれかに割り当てられた特定の EX-number にたどりつくことができるものでなくてはならない。EX-number または製品コードは包装物の外面にマーキングする必

要はない。これらの要件は、49 CFR 173.166 の規定に合致している場合は第 9 分類(UN3268)に割り当てるエアバッグ膨張装置、エアバッグモジュールおよびシートベルトプリテンショナーには適用しない。

## 運航者例外規定の新規または訂正(2.8.4)

2.8.3.4 のリストに以下を追加する。

- ・アストラル航空(Astral Aviation)の後に、 : アトラスジェット(Atlasjet Airlines) KK
- ・カタール航空(Qatar Airways)の後に、 : ロイヤルブルネイ航空(Royal Brunei Airlines) BI

### 訂正 AF (エールフランス)

AF-01 以下の危険物の輸送は受託しない。

(a)区分 1.1 および区分 1.2 に分類されるすべての火薬類の物品

(b)第 8 分類、UN 1798 — Nitrohydrochloric acid (空欄)

### 訂正 BA (英国航空)

BA-01 UN 1169、UN 1197、UN 3334。複合容器を除いて、ガーリックのような強力にいらさらせる、または臭う性質のある濃縮液体またはエキスの液体を入れた単一容器は受託しない。ただし、使用されている各々の単一容器ごとに、強固で防漏補強した補助容器によりオーバーパックしてある場合は除く。そのオーバーパックはマーキング要件、ラベリング要件および書類要件に合致し天地無用のラベルを貼付しなければならない(包装基準 364、355、366 および 964 参照)。

BA-02 01 UN 3090 リチウム電池。一次(充電不可 (non-rechargeable))リチウム(金属)の組電池および単電池は英国航空の旅客を輸送する航空機により貨物として輸送することは禁止される(包装基準 968 参照)。この禁止は以下には適用しない。

◦ UN 3091、UN 3480、UN 3481

◦ 旅客または乗務員により携行される危険物の規定に該当するリチウム電池(充電可および充電不可)(表 2.3.A 参照)。

BA-03 02 病毒を移しやすい物質(UN 2814、UN 2900 および UN 3373)および応用生物学的製品の郵便による輸送は受託しない(2.4 参照)。

BA-04 03 いかなる規定によっても定められている、いかなる形の有害廃棄物も輸送は受託しない(包装基準 622 および 8.1.3.3 参照)。

BA-05 04 第 7 分類のいかなる種類の放射性物質も輸送は受託しない(10.10.2 参照)。

BA-06 UN 3164 — Articles, pressurized, hydraulic or pneumatic (containing non-flammable gas)。総重量に加えてガス類の正味重量を危険物申告書に記さなければならない。

BA-07 UN 3356、化学酸素発生器(Oxygen generator, chemical)は英国航空の航空機での輸送は禁止する。

### 新規追加 BI (ロイヤルブルネイ航空)

BI-01 荷送人は輸送される危険物の危険性、特性および事故または軽微な事故の際に取るべき行動についての知識を有する個人/機関の 24 時間緊急時電話番号を提供しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は Emergency Contact または 24-hour number の文言に続いて、危険物申告書の取り扱い注意(Additional Handling Information)欄に記入することが望ましい。例えば、Emergency Contact +673 212 34567 (8.1.6.11 および 10.8.3.11 参照)。

BI-02 第 7 分類、核分裂性物質は輸送を受託しない。

BI-03 UN 3480 リチウムイオン電池、UN3090 リチウム金属電池は、ロイヤルブルネイ航空の旅客機および貨物機で貨物として輸送することは禁止する。当該禁止は、以下には適用しない。

- ・ UN3481 機器に組み込まれた、または機器と共に包装されたリチウムイオン電池。
- ・ UN3091 機器に組み込まれた、または機器と共に包装されたリチウム金属電池。
- ・ 旅客または乗務員が携行する危険物の規定、表 2.3.Aによってカバーされるリチウム電池(充電可能および充電不可能なもの) (2.3 章)
- ・ IATA 危険物規則(IATA DGR)の最新版に適合する BI 社用品(COMAT)は、旅客機および貨物機での輸送を許可する。

Section II の包装基準 に従って輸送を準備され、機器に組み込まれたまたは機器と共に包装された UN3481 リチウムイオン電池、および Section II の包装基準に従って輸送を準備され、機器に組み込まれたまたは機器と共に包装された UN3091 リチウム金属電池は、機長への情報(NOTOC)への記載を要求される。

## 訂正 CX (キャセイパシフィック航空)

**CX-05** いかなる材質のドラムおよびジェリカンの単一容器に入れられた液体物質危険物は、以下のように準備されなければならない。

1. 鋼製ドラム/プラスチックドラム/プラスチックジェリカンは、ファイバーボード製箱のような他の強固な外装容器により保護しなければならない。または、
2. 中が見える開放オーバーパックであれば、少なくとも容器の上下を保護するため、適切なサイズのプラスチック製、発泡製または木製のパレットを使用しなければならない。

## 訂正 FX (フェデラルエクスプレス)

**2014 年 4 月 1 日発効で、以下の変更を FX-07 へ適用する**

**FX-07** すべての包装基準のすべてのリチウム電池(Section I、I A、I B および II)は以下の分類/区分の危険物と同一の包装物に収納して輸送してはならない。:区分 1.4、区分 2.1、第 3 分類、区分 4.1、区分 4.2、区分 4.3、区分 5.1、区分 5.2 および第 8 分類ならびに貨物機専用ラベルが貼付された区分 2.2。当該規定は同梱(All Packed in One)、オーバーパックおよび、同梱/オーバーパックの組み合わせを含む。

包装基準 968(Section I A、I B および II)の UN 34903090(JACIS 訂正)リチウム金属電池には事前の認可が必要となっている。www.fedex.com/us : keyword dangerous goods(search field)参照。Section I B に従って準備された UN 3480 リチウムイオン電池および UN 3090 リチウム金属電池には貨物ごとに危険物申告書(DGD)が必要となる。承認(Authorization)欄に“ I B ”と記入しなければならない。他の書類は認められない。

**2014 年 1 月 1 日発効で、FX-10 を以下で適用する**

**FX-10 (空欄)** 区分 4.3 のすべての米国国内輸送は、陸上輸送のためのプラカードの掲載が要求される国内規則から輸送業者を免除する米国運輸省(DOT)の特別許可のもとで提供されなければならない。米国を発地または着地とする国際輸送は、FedEx Express スタッフが配置される施設で出荷され、FedExe 施設(すなわち、引き渡し上屋)で荷受人が受け取る場合のみ受託される。”Y”の包装基準による少量危険物として出荷される貨物は、本要件から除外される。

**2014 年 5 月 1 日発効で、以下の変更を FX-12 と FX-18 へ適用する**

**FX-12 (空欄)** 本規定は FX-18 が適用されない場合のみ適用する。手書きの危険物申告書は、受託しない。危険物申告書の下記の部分はタイプライターまたはコンピューターで記載しなければならない。

UN/ID を付けた国連番号または ID 番号、正式輸送品目名、危険性の分類または区分、副次危険性または区分、包装等級、容器の型式、包装基準、承認、緊急時電話番号。

**注:**

技術名は、要求される場合、手書きしてもよい。

放射性物質の貨物については上記に加え、以下もタイプライターまたはコンピューターで記載しなければならない。

放射性核種、特別形または物理的および形状その他の全ての項目は手書きしてもよい。

変更/修正が読みやすく危険物申告書の署名と同じ署名がされていれば、FX-12 によりタイプすることが要求され

る記載事項の手書きによる変更/修正は受託する。

**FX-18** 米国内を発地とするフェデラルエクスプレスの危険物輸送のための危険物申告書は、危険物規則の適法性編集チェック付きのソフトウェアを使用して、以下の方法の1つにより準備されなければならない。

- 特定の FedEx electronic shipping solution、
- 認定された荷主が著作権を持つソフトウェア、
- フェデラルエクスプレスが認定した販売業者のソフトウェア。

FX-18の規定は現在以下には適用しない。

- 米国外の地域(海外の米国統治領、たとえばプエルトリコを含む)を発地とする輸送、
- FedEx International、FedEx International Express Freight (IXF)、および FedEx International Premium (IP1)、
- 第7分類の放射性物質を含む輸送。

注:

危険物輸送申込書の認定ベンダーの一覧は [www.fedex.com/us](http://www.fedex.com/us) ; dangerous goods (keyword) で確認が可能となっている。FedEx Express の危険物申告書テンプレートは受託しない。

## 訂正 EK (エミレーツ航空)

新規追加

**EK-02** エミレーツ航空は UN3090、リチウム金属またはリチウム合金単電池および組電池をエミレーツ航空の旅客便で貨物として受託しない。これは特別規定 A88 または A99 のもとで当局による許可を受けた場合も含み、包装基準 968 の Section IA, IB および Section II に適用する。

## 訂正 IB (イベリア航空)

**IB-01** (空欄) UN 3090 リチウム電池。一次(充電不可 (non-rechargeable))リチウム(金属)の組電池および単電池は英国航空の旅客を輸送する航空機により貨物として輸送することは禁止される(包装基準 968 参照)。

この禁止は以下には適用しない。

- UN 3091、UN 3480、UN 3481
- 旅客または乗務員により携行される危険物の規定に該当するリチウム電池(充電可および充電不可)(表 2.3.A 参照)。

**IB-02** 病気を移しやすい物質(UN 2814、UN 2900 および UN 3373)および応用生物学的製品の郵便による輸送は受託しない(2.4 参照)。

**IB-03** いかなる規定によっても定められている、いかなる形の有害廃棄物も輸送は受託しない(包装基準 622 および 8.1.3.3 参照)。

**IB-04** 第7分類、核分裂性放射性物質の旅客機による輸送は受託しない(10.5.13 および 10.10.2 参照)。

## 訂正 JL (日本航空)

**JL-09** 国連規格の単一容器“1A1 鋼製ドラム(steel drums) (1A1 または 1A2)”および“3A1 鋼製ジエリカン(steel jerricans) (3A1 または 3A2)”の単一容器に収納された液体危険物は、例えば、少なくとも容器の上下を保護できるような適切な材質のものでサイズの木のパレットでオーバーパックされていなければ受託しない。

## 新規追加 KK (アトラスジェット)

**KK-01** 荷送人は輸送される危険物の危険性、特性および事故または軽微な事故の際に取るべき行動についての知識を有する個人/機関の 24 時間緊急時電話番号を提供しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は“Emergency Contact”または“24-hour number”の文言に続いて、危険物申告書の“取り扱い注意 (Additional Handling Information)”欄および包装物の外面に記入しなければならない。(8.1.6.11 および 10.8.3.11 参照)。24 時間緊急時電話番号は危険物申告書を必要としない貨物には要求されない。

- KK-02** 混載の危険物については、以下の貨物を除き輸送は受託しない。
- 冷却材として使用される固形二酸化炭素(ドライアイス)を含んだ混載貨物/混載、
  - 1 マスターの航空貨物運送状に 1 ハウスの航空貨物運送状が付いたもの
  - 1 マスターの航空貨物運送状に同一の荷送人から異なった荷受人宛での 1 ハウス以上の航空貨物運送状が付いたもの。
- KK-03** 本規則で定められているすべての危険物貨物について予約と確認が要求される(1.3.2 および 9.1.2 参照)。
- Atlasjet Cargo :
- Tel: +90 212 663 20 00
- Fax: +90 573 30 24
- e-mail: [cargo@atlasjet.com](mailto:cargo@atlasjet.com)
- KK-04** 第 7 分類、車、危険物を含む装置または機械およびエンジン、ID8000、磁性物質、固形二酸化炭素(ドライアイス)および区分 6.2 を除き、危険物には製品安全データシート(MSDS)を提出しなければならない。MSDS は英語で書かれていなければならない。MSDS は UN 番号、正式輸送品目名およびその他の適切な輸送情報が含まれていなければならない。(8.0.1 および 8.3 参照)
- KK-05** 火薬類は区分 1.4S の物質および物品を除き、輸送を受託しない。(包装基準 101-143 参照)
- KK-06** 微量危険物は受託しない。
- KK-07** 第 8 分類、腐食性物質 包装等級 I と II は輸送を受託しない。(包装基準 800 番台参照)
- KK-08** 第 7 分類、放射性物質は輸送を受託しない。
- KK-09** 以下の品目は、アトラスジェット便で受託しない。
- ・ UN2803-Gallium、
  - ・ UN2809-Mercury、および
  - ・ UN3506-Mercury contained in manufactured articles。
- KK-10** UN 3090 リチウム金属電池。リチウム金属の単電池および組電池は、アトラスジェットの航空機で貨物として輸送を禁止する。これは、包装基準 968 の Section IA、IB および Section II に適用する。
- 当該禁止は、以下には適用しない。
- 包装基準 969 および 970 に従って機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウム金属の単電池および組電池(UN 3091)、および包装基準 965 から 967 に従ったリチウムイオンの単電池および組電池(UN 3480 および UN 3481)、または
  - 旅客または乗務員が携行する危険物の規定によってカバーされるリチウム電池(充電可および充電不可)(2.3.2から2.3.5 および表 2.3.A 参照)
- KK-11** 包装基準 967 または包装基準 970 の Section II に従って準備された機器に組み込まれたリチウム電池の貨物はすべて、航空貨物運送状に Section II に示されたような必須な文言(“Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI 967” または“Lithium metal batteries in compliance with Section II of PI 970”)を含まなければならない。本規定はリチウム電池取扱イラベルを包装物に貼付することが要求されない貨物にも適用される。
- KK-12** 本規則で定義された危険物は航空郵便で受託しない。(2.4 参照)

#### 訂正 LD (エア-香港)

- LD-08 07** UN 3090 リチウム金属電池。リチウム金属の単電池および組電池は、エア-香港の航空機で貨物として輸送することは禁止する。これは、包装基準 968 の Section IA、IB および Section II に適用する。
- 当該禁止は、以下には適用しない。
- ・包装基準 969 および 970 に従って、機器と共に包装された、または機器に組み込まれたリチウム金属の単電池および組電池(UN 3091)および、包装基準 965 から 967 に従って包装されたリチウムイオンの単電池および組電池(UN 3480 および UN 3481)、または



- ・ 旅客または乗務員が携行する危険物の規定によってカバーされるリチウム電池（充電可能および充電不可能なもの）（2.3.2から2.3.5 および表 2.3.A 参照）

**LD-07 08** 包装基準 967 または包装基準 970 の Section II に従って準備された機器に組み込まれたリチウム電池の貨物はすべて、航空貨物運送状に Section II に示されたような必須な文言（“Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI 967” または “Lithium metal batteries in compliance with Section II of PI 970”）を含まなければならない。本規定はリチウム電池取扱いラベルを包装物に貼付することが要求されない貨物にも適用される。

#### 訂正 OS (オーストリア航空)

**OS-02** 非防漏型蓄電池を装備している車椅子または他の蓄電池駆動の移動機器は受託手荷物あるいは機内持ち込み手荷物としての輸送は受託しない(2.3.2.3 および 9.3.15 参照)。(空欄)

#### 訂正 OU (クロアチア航空)

**OU-03** 非防漏型蓄電池を有する車椅子またはその他の蓄電池駆動の移動機器の輸送は受託しない(2.3.2.3 および 9.3.15 参照)。引火性液体燃料を含むキャンプ用コンロおよび燃料コンテナは、旅客手荷物として受託しない(2.3.2.5 参照)。

#### 訂正 SQ (シンガポール航空/シンガポール航空貨物)

**SQ-07** UN 3090 リチウム金属電池。リチウム金属単電池および組電池は、シンガポール航空の航空機で貨物としての輸送は禁止する。これは、包装基準 968 の Section I A、I B および Section II に適用される。さらに、包装基準 969 および包装基準 970 の Section I に従って準備されたリチウム金属単電池および組電池 (UN 3091) のシンガポール航空の旅客機で貨物としての輸送は禁止する。この禁止事項は以下には適用されない。

- 包装基準 969 および 970 の Section I- II に従い、機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウム金属単電池または組電池 (UN 3091) の旅客便での輸送、
- 包装基準 965 から 967 に従ったリチウムイオン単電池および組電池 (UN 3480 および UN 3481)、または
- 旅客または乗務員が携行する危険物の規定が適用されるリチウム電池（充電可および充電不可）(2.3.2 から 2.3.5 および表 2.3.A 参照)。

#### 訂正 VO (チロリアン航空)

**VO-02** 非防漏型蓄電池を装備している車椅子または他の蓄電池駆動の移動機器は受託手荷物あるいは機内持ち込み手荷物としての輸送は受託しない(2.3.2.3 および 9.3.15 参照)。(空欄)

#### 訂正 VT (タヒチ航空)

**VT-02** 副次危険性を有する危険物は、UN 1072 圧縮酸素 (Oxygen, compressed) を除いて禁止する。貨物として輸送される以下の品目については特定の制限が適用される (E-mail resp-md@airtahiti.pf にて航空会社へ問い合わせること)。

— 第 1 分類、火薬類、

— 区分 2.3 のガス、

— 区分 4.2 および区分 4.3 の固体、

— カテゴリー II 一黄およびカテゴリー III 一黄の放射性物質 (“RRY”コード)、

— UN 2211 発泡ポリメティックビーズ (Polymetic beads, expandable) および UN 3314 プラスチック成形材料 (Plastic moulding compound)。

**VT-06** 一つの外装容器に包装された異なる危険物は受託しない。但し、冷却材として使用される固形二酸化炭素 (UN1845) は除く(5.0.2.11 参照)。(空欄)

## (JACIS 注)

- ・ 2.8.3.5 要約の表—「受託禁止とされる特定の国連番号」から AF-01 を削除。また、包装基準 854 の運航者例外規定から AF-01 を削除。
- ・ 包装基準 355、364、366、956 および 964 の運航者例外規定から BA-01 を削除。
- ・ 2.8.3.5 要約の表—「リチウム電池の制限」の BA-02 を BA-01 と読み替える。また、包装基準 968 および 7.1.4 の運航者例外規定で BA-02 を BA-01 と読み替える。
- ・ 2.4 の運航者例外規定で BA-03 を BA-02 と読み替える。
- ・ 2.8.3.5 要約の表—「有害廃棄物の受託禁止」で BA-04 を BA-03 と読み替える。また、包装基準 622 および 8.1.3 の運航者例外規定で BA-04 を BA-03 と読み替える。
- ・ 2.8.3.5 要約の表—「第 7 分類のいかなる放射性物質も受託しない」で BA-05 を BA-04 と読み替える。また、10.10.2 の運航者例外規定 BA-06 を BA-04 と読み替える。
- ・ 包装基準 565 の運航者例外規定から BA-07 を削除。

## 第1章

8 頁 — 1.4.3.1 を以下のとおり訂正。

1.4.3.1 運航者は、旅客が航空機に搭載して輸送することが禁止されている危険物の種類について、航空券購入時に情報が提供されることを確実にしなければならない。航空券購入時に、インターネットを通じて提供される情報は文章または絵入りの様式でもよいが、旅客またはその代理人が手荷物の危険物に関する制限について理解したことが示されるまでは、航空券の購入が完了しないようなものにする~~ことが望ましい~~ **しなければならない。**

## 第3章

218 頁 — 3.9.2.6 を以下のとおり訂正。

### 3.9.2.6 リチウム電池

いかなる形であれリチウムを含む単電池および組電池、機器に組み込まれた単電池および組電池、または機器と共に包装された単電池および組電池は、該当する UN 3090、UN 3091、UN 3480 また UN 3481 に割り当てなければならない。それらは以下の規定に合致する場合、これらの品目名で輸送できる。

(a)各単電池または組電池は、UN Manual of Tests and Criteria, Part III, subsection 38.3 の試験要件に合致していることが証明された型式のものであること。~~ただし、2014 年 1 月 1 日より前に製造され、UN Manual of Tests and Criteria, Part III, subsection 38.3 の第 5 版の要件に従って試験された設計型式に適合するものは引き続き輸送することができる。~~ UN Manual of Tests and Criteria, Revision 3, Amendment 1, subsection 38.3 の要件、または型式試験の日付により適用できる後続の Revision および Amendment に合致した型式に従って製造された単電池または組電池は、本規則で別段の定めのない限り、引き続き輸送することができる。

UN Manual of Tests and Criteria, Revision 3 の要件にのみ合致している単電池および組電池の型式は、もはや有効ではない。ただし、2003 年 7 月 1 日より前にその型式に従って製造された単電池および組電池は、その他のすべての適用される要件を満たせば引き続き輸送することができる

注：

組電池は、それを構成する単電池が試験された設計型式のものであるかどうかにかかわらず、UN Manual of Tests and Criteria, Part III, subsection 38.3 の試験要件に合致することが証明された設計型式のものでなければならない。

(b)各単電池および組電池は、安全換気装置が組み込まれているか、または通常の輸送状態の条件の下では激しい破裂を防ぐように設計されている。

(c)各単電池および組電池には、外部短絡を防ぐ効果的な手段が備えられている。

(d)単電池を並列接続した組電池または直列接続された単電池を並列接続した組電池には、危険な逆電流を防ぐために必要な効果的な手段(例えば、ダイオード、ヒューズなど)が備えられている。

(e)単電池および組電池は、以下を含む品質管理プログラムの下で製造されなければならない。

1. 設計および生産品質に関する組織機構および従業員の責任の記述
2. 関連する検査および試験、品質管理、品質保証および使用される工程運用指示書
3. 単電池の製造中、内部短絡の不具合を防ぎ、かつ検知するための関連した作業を含む工程管理
4. 検査報告、試験データ、計測データおよび証明書のような品質記録。試験データは保管し、国の当局から要請があれば常に提示できるようにしておかなければならない。
5. 品質管理プログラムの効果的運用を確実にするためのマネジメントレビュー
6. 文書管理およびそれらの改定についての手続き
7. 上記(a)に述べられたように試験された型式に適合しない単電池または組電池の管理についての方法
8. 関係する従業員の教育訓練プログラムおよび資格付与手順、および
9. 最終製品に損傷がないことを確実にするための手順

注:

社内品質管理プログラムでも認められる。第三者による保証は要求されないが、上記 1.から 9.までに掲載された手順は適切に記録され、かつ追跡検証できるものでなければならない。品質管理プログラムの写しは、国の当局から要請があれば常に提示できるようにしておかなければならない。

## 第4章

表 4.2: 訂正箇所、以下のとおり。

UN/ ID no.	Proper Shipping Name/Description	Class or Div. (Sub Risk)	Hazard Label(s)	PG	EQ see 2.6	Passenger and Cargo Aircraft				Cargo Aircraft Only		S.P. see 4.4	ERG Code
						Ltd Qty		Pkg Inst	Max Net Qty/Pk g	Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg		
						Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg						
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
1327	Bhusa	4.1				Forbidden		Forbidden		Forbidden		A807	3L
1327	Hay	4.1				Forbidden		Forbidden		Forbidden		A807	3L
1327	Straw	4.1				Forbidden		Forbidden		Forbidden		A807	3L

449 頁 — 特別規定 A807 を以下のとおり新規追加。

**A807** 濡れてなく、湿っていない、または油で汚染されていない干し草(Hay)、麦わら(Straw)、わら(Bhusa)は本規則の適用を受けない。

## 第5章

468 頁 — 包装基準 101 を以下のとおり訂正。

### 包装基準 101

本規則で別段の定めのない限り、容器は包装等級Ⅱの要件に合致したものでなければならない。

606 頁 包装基準 562 を以下のとおり訂正。

**包装基準 562**

SINGLE PACKAGINGS(単一容器)の Boxes の Wood 欄 Spec.の **4C1**を削除。

SINGLE PACKAGINGS																		
Type	Drums						Jerricans			Boxes						Composites	Cylinders	
Desc	Steel	Aluminium	Ply-wood	Fibre	Plastic	Other metal	Steel	Aluminium	Plastic	Steel	Aluminium	Wood	Ply-wood	Reconstituted wood	Fibre-board	Plastic	Plastic	
Spec	1A1 1A2	1B1 1B2	1D	1G	1H1 1H2	1N1 1N2	3A1 3A2	3B1 3B2	3H1 3H2	4A	4B	<del>4C1</del> 4C2	4D	4F	4G	4H1 4H2	All	As permitted in 5.0.6.6

681 頁 包装基準 953 を以下のとおり訂正。

**包装基準 953**

(c)運航者は包装された磁性物質を **9.3.11 9.3.10** に従って搭載しなければならない。および

698 頁と 700 頁 包装基準 965 を以下のとおり訂正。

**包装基準 965**

運航者例外規定に **BI-03** を追加。

**追加要件 — Section IB**

各包装物は **7.1.5.1 7.1.4.1**(a)および(b)の要件に従ってマーキングしなければならない。加えて **7.1.5.1 7.1.4.1**(c)で要求される場合、総重量 (gross weight) が包装物にマーキングされなければならない。

707 頁と 709 頁 包装基準 968 を以下に訂正。

**包装基準 968**

運航者例外規定: 4C-08, 4M-08, 5X-02/04/07, AC-06/08, AM-09, AR-11, AU-11, BA-~~0201~~, **BI-03**, C8-04, CV-04, CX-07, CZ-08, D0-03, DL-06, EI-04, **EK-02**, EY-04, FX-07, GF-14, HX-06, **IB-01**, JJ-08, KA-07, **KK-10**, L7-08, LA-16, LD-~~0807~~, LP-08, LU-08, LX-06, M3-08, M7-08, PZ-08, QK-06/08, QR-04, QY-03, RV-06/08, SK-01, SQ-07, TZ-06, UC-08, US-01, UX-07, WY-07, XL-08

**追加要件 — Section IB**

各包装物は **7.1.5.1 7.1.4.1**(a)および(b)の要件にしたがってマーキングしなければならない。加えて **7.1.5.1 7.1.4.1**(c)で要求される場合、総重量 (gross weight) が包装物にマーキングされなければならない。

**第7章**

779 頁 — 7.1.5.5 を以下のとおり訂正。

**7.1.5.5 他の規則によるマーキング**

国際規則または国の規則により、本規則に基づき要求されるマーキングに加えて、他のマーキングが必要とされる場合は、これらのマーキングが色彩、デザインまたは形状等で本規則によるマーキングと抵触または混乱を生じない限り、これらのマーキングを使用することができる。

道路、鉄道および海上輸送で要求される少量危険物マーキング(図 7.1.D 参照)が施された包装物は、**その危険物および容器が本規則に完全に従っていて、その包装物に本規則で要求され適用となるすべてのマーキングおよびラベルも施されている場合、航空輸送のため受託することができる。**(例として、図 7.2.A 参照)

794 頁 — 図 7.3.L を以下のとおり訂正。

7.1.3.12 第 5 分類—酸化性物質(区分 5.1)

FIGURE 7.3.L

Class 5—Oxidizing Substances (Division 5.1)



Name: Oxidizer

Cargo IMP Code: ROX

Minimum dimensions: 100 × 100 mm

Symbol (flame over circle): Black

Background: Yellow (Pantone Colour No. 109U)

**注:**

このラベルは、赤の背景に黒でシンボル(火炎)、文言、番号および区画線で表示してもよい。

795 頁 — 図 7.3.M を以下のとおり訂正。

7.1.3.13 第 5 分類—有機過酸化物(区分 5.2)

FIGURE 7.3.M

Class 5—Organic Peroxides (Division 5.2)



Name: Organic Peroxides

Cargo IMP Code: ROP

Minimum dimensions: 100 × 100 mm

Symbol (flame): Black or White

Background: Upper half Red (Pantone Colour No. 186U), lower half Yellow (Pantone Colour No. 109U)

**注:**

このラベルは、上半分のシンボル(火炎)および区画線を赤の背景に黒で表示してもよい。

## 第8章

813頁 — 8.1.6.9.3、ステップ8を以下のとおり訂正。

### 8.1.6.9.3 順序3—包装基準(Packing Instructions)

**ステップ8.** 包装基準番号または少量危険物に係る“Y”のついた包装基準番号(危険物リストのG、I欄またはK欄から)。包装基準965または968のSection I Bの規定に従って準備されたリチウム電池については、“I B”の文字を包装基準番号の後に付け加えなければならない。

注:

1. 旅客機で輸送する場合は、旅客機の包装基準番号を記入し、包装物には貨物機専用(Cargo Aircraft Only)ラベルを貼付しないこと。
2. 貨物専用機で輸送する場合は、貨物機に対する包装基準番号を記入し、包装物には貨物機専用ラベルを貼付すること。または、旅客機の包装基準番号を記入した場合は、包装物には貨物機専用ラベルを貼付しないこと。また、旅客機、貨物機とも包装基準番号および1包装物当たりの容量が同一の場合、貨物機専用ラベルは使用すべきではない。
3. ”I B”の文字は縦欄式フォーマットの危険物申告書の包装基準欄内に直に記入されている必要はない。包装基準番号の“後ろに”とは、その代わりに承認欄に記入することも同様に容認されることを規定した。

## 第9章

841 頁 (JACIS 訂正)

9.3.15.2 **非防漏型蓄電池**で駆動する、車椅子または他の蓄電池駆動の移動補助機器で受託手荷物として運航者の承認を得て運ばれるものは、2.3.2.3に従って搭載しなければならない。

## 第10章

907頁 — 10.7.1.3.1および10.7.1.3.2を以下のとおり訂正。

### 10.7.1.3.1 一般

以下のマーキングは、放射性物質を収納した産業用輸送物タイプ1、2と3、A型輸送物、B(U)型輸送物、B(M)型輸送物およびC型輸送物に要求される。

- 正式輸送品目名
- 頭に“UN”を付した国連番号
- 荷送人および荷受人の完全な名前および住所、および
- 総重量が50 kgを超える場合、許容総重量
- 固形二酸化炭素(ドライアイス)が冷却材として使用される場合、**7.1.5.1 7.1.4.1(d)**の追加マーキング要件が要求される。

### 10.7.1.3.2 適用除外輸送物

適用除外輸送物は、以下のマーキングを行うこと。

- 頭に“UN”を付した国連番号
- 荷送人および荷受人の完全な名前および住所、および
- 総重量が50 kgを超える場合、許容総重量
- 固形二酸化炭素(ドライアイス)が冷却材として使用される場合、**7.1.5.1 7.1.4.1(d)**の追加マーキング要件が要求される。

以上

航空危険物規則書第 55 版邦訳(訂正・追加)

---

---

2014 年(平成 26 年) 2 月 発行

航空危険物安全輸送協会(JACIS)

住所 〒104-0033  
東京都中央区新川 1-25-12 新川フロンティアビル 8F  
電話 03(5542)0712  
ファックス 03(5542)0714  
E-mail [jacis.air.dg@nifty.com](mailto:jacis.air.dg@nifty.com)  
URL <http://www.jacis.org/>

- ・ 当翻訳の内容の一部あるいは全部を無断で複写複製(コピー)することは、法律で認められた場合を除き、著者(IATA)および発行者(JACIS)の権利の侵害となります。
- ・ 当翻訳は、あくまで、IATA 発行のオリジナル(英語)版理解の一助として作成したものです。あいまいな点や疑問の点は、必ず原典である英語版をご確認下さい。  
なお、弊協会では、本翻訳の誤記、脱漏、誤訳などによって引き起こされる損失、損害については、一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。